

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

昭和54年、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は、昭和60年に同条約を批准し、令和6年現在、189か国が批准している。

さらに、平成11年には、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成12年12月末に発効している。令和6年現在、条約批准国の内115か国が議定書を批准しているが、日本は、まだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を示すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、その見解は当該締約国に対し、法的な拘束力を持つものではないが、示された見解の影響は国際的にも国内的にも小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、政府は、選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、世界経済フォーラムで発表された男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2025」においては、148か国中118位となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画において、「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

国におかれては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月7日

衆議院議長	額賀 福志郎	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	石破 茂	様
内閣府特命担当大臣	三原 じゅん子	様
総務大臣	村上 誠一郎	様
法務大臣	鈴木 馨祐	様
外務大臣	岩屋 毅	様

舞鶴市議会議長 肝 付 隆 治